

第 5547 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 9月 7日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 退職一時金と退職年金

Q：当社には、退職金を一時金で貰う方法と年金で貰う方法があります。税金の取扱いはどうなっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

退職金を一時金でもらう場合と年金でもらう場合とでは、課税関係が次のように違ってきます。

①退職一時金

退職に基因して一時に受給する給与は、退職所得となり、他の所得と分離して課税されますが、この場合の課税対象となる金額は、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{退職所得} = (\text{退職一時金} - \text{退職所得控除額}) \div 2$$

※退職所得控除額

- ①勤続年数20年以下
40万円×勤続年数(1年未満切上げ)
- ②勤続年数20年超
800万円＋{70万円×(勤続年数－20年)}

②退職年金

一方、退職後に受給する退職年金は、退職所得ではなく、雑所得として課税され、次の算式で求めた額が課税対象とされます。

$$\text{雑所得} = (\text{退職年金等の収入金額} - \text{必要経費})$$
 退職一時金と退職年金では、以上のような差異があり、個人の所得によってどちらが有利とは一概にいえませんが、一般的には退職一時金の方が税負担が少ない場合が多いようです。

